

## (4) 学校徴収金について

(担当は教頭・事務職員・各学年主任)

### 1. 学校徴収金には、以下のようなものがあります。

#### ○全生徒共通にかかる費用

教材費、校外活動費(1年PA(プロジェクトアドベンチャー:仲間づくりアクティビティ)・2年鎌倉自主見学・3年修学旅行/卒業遠足)、卒業時諸費用(卒業アルバム等)、ニシサポ会費など  
※二宮町では利便性や紛失等の事故防止のため、原則として、給食費等の学校徴収金の集金を保護者様の預金口座からの自動振替によっておこなっております。令和6年度より二宮町では中学生の給食費が無償化されますが、その他の集金について、引き続き口座振替にご協力いただきたくお願いいたします。

#### ○個別にかかる費用

体育で使用する柔道着(令和5年度は4,500円)、部活動にともなう費用など  
(英語検定で本会場で3級以上を受験する生徒のみ、二宮町の奨励金交付対象)

### 2. 全生徒共通にかかる費用の集金は、原則として口座振替によっておこないます。 個別にかかる費用は、その都度、担当者からのお知らせに基づいて現金で集金します。

- ### 3. 口座振替の取扱機関は、町内小中学校統一で「浜銀ファイナンス」です。
- ※小学校と中学校では別契約となりますので、小学校ですでに口座登録しているご家庭も改めて口座登録が必要です。
  - ※兄弟姉妹がすでに中学校に在籍している場合は、上級学年の兄弟姉妹の指定口座から兄弟姉妹分が合算して引落しされますが、上級学年の兄弟姉妹の卒業以降の口座振替に備えるため口座登録が必要です。
  - ※口座登録の手続きについては、配布した封筒『令和6年度二宮西中学校新入生の保護者の皆さまへ』の中でお知らせしています。

### 4. 口座振替の指定日(原則隔月第1水曜日)に振替ができなかった場合、再振替はおこなわず後日現金で集金します。その場合は、担当者から現金集金の旨のお知らせを配布しますので、学校までご持参ください。

#### 《令和6年度 振替予定》

参考として、令和6年度の口座振替日と内訳・令和5年度の教材費内訳(第1学年)を掲載します。

#### 【令和6年度の口座振替日と内訳】

月	振替日	ニシサポ会費 (会員のみ)	教材費・ 学年行事費	修学旅行 積立	手数料	合計
5月	5月8日		教材費実費		99	15,000程度
7月	7月3日	2,400		7,000	99	9,499
9月	9月4日		PA実費	7,000	99	16,000程度
11月	11月6日			7,000	99	7,099
2月	2月5日			7,000	99	7,099
計		2,400	23,800程度	28,000	495	54,700程度

※ニシサポ会費は7月の振替時に年額2,400円で集金します。加入されない世帯への集金はおこないませんが、生徒の安全・安心な学校環境整備という趣旨を踏まえ、ぜひ加入をお願いします。

【令和5年度の教材費内訳(第1学年)】

教科	教材・ワーク等の名前	会社名	定価(円)	備考
国語	よくわかる国語の学習1	明治図書	620	
社会	アクティブ地理総合	浜島書店	790	2年間使用
	つながる歴史	浜島書店	710	3年間使用
	歴史の完全学習1	正進社	380	
	地理の完全学習1	正進社	430	
数学	数学の学習クリアノート1	浜島書店	600	
理科	理科の学習1	浜島書店	650	
英語	エイゴラボ①	正進社	740	
保健体育	スポーツテスト		242	
	中学体育実技	学研	835	3年間使用
	PP製フラットファイル		167	3年間使用
技術	ぶんちん材料		1,450	
家庭	PP製フラットファイル		158	3年間使用
美術	アクリル絵の具セット(筆つき)		2,200	3年間使用
	A4ファイル		210	3年間使用
	クロッキー帳		400	3年間使用
	パルプ盆		737	
	染め物・工芸 制作材料		300	
模擬試験	実力テスト		1,540	
学年	ブラインドホルダー		82	3年間使用
	じぶんログ	正進社	360	
	名札 ※		280	3年間使用
	通信票用ファイル		224	3年間使用
合計			14,105	

※名札は一括購入のため入学時は代金280円のみですが、紛失によって再作成する場合は送料・振込手数料(500円程度)も個人負担になりますことをご了承ください。

## 《就学援助制度概要》

二宮町教育委員会では、経済的援助を必要とされるご家庭に、就学に必要な費用の一部を援助する制度を設けています。ご不明な点は二宮町教育委員会へお問合せください。

### 対象となる世帯(参考例)

- ①家族全員の町民税の所得割が非課税の世帯
- ②児童扶養手当を受給している世帯
- ③生活保護の廃止、保護者の死亡、その他の理由で経済的に就学が困難となる特別な理由がある世帯 など

### 援助の種類

学用品・通学用品費、校外活動費、修学旅行費、柔道着など就学に必要な費用の一部が、学期終了ごとに保護者の口座へ振り込まれます。ただし、教材費や校外活動費など学校への支払いが滞っている場合は、学校でお預かりし、必要額を差引いた後に保護者へお渡しする場合がございますので、ご了承ください。

### 申請手続き

[提出書類]「就学援助費交付(変更)申請書」、「債権者登録カード」、  
必要に応じて添付書類

(申請書類は教育委員会または各学校にあります)

[提出先] 二宮町教育委員会教育総務課窓口 ※印鑑持参

◇現在援助を受けているご家庭も、引続き援助を希望される場合は、年度ごとに申請が必要 です。来年度の募集期間にはお知らせが配布されますので忘れずに申請してください。

◇年度途中で就学援助が必要になった場合は、その時点から申請することができます。

問合せ先 二宮町教育委員会 教育総務課 0463-75-9261